



## Q&A

# 被保険者の資格取得と被扶養者の異動について

事業所に就職すると事業主が健康保険組合へ被保険者資格取得届を届出、健康保険被保険者証が交付されます。

### 被保険者資格取得日

事実上の使用関係が発生した日が被保険者資格取得日になります。

試用期間等の定めがある場合もその期間に報酬を支払う等、事実上の使用関係が生じている場合は、その発生日が被保険者資格取得日になります。

### 被扶養者の届出

健康保険の被保険者資格を取得した人に、一定の要件を満たした被扶養者がいる場合は、健康保険被扶養者(異動)届に必要書類を添付して届出することにより、被扶養者にも健康保険被保険者証が交付されます。

\*就職等により一定の要件に該当しなくなった

場合は、削除の届出が必要です。

### 被扶養者になる要件

被保険者の三親等内の親族で、「主として被保険者により生計を維持されている」75歳未満の人であり、次の要件に該当する人です。

(1) 被保険者と同一世帯であることを要件としない人

被保険者の直系尊属、配偶者(事実上婚姻関係と同様の人を含む)、子、孫、弟妹。

(2) 被保険者と同一世帯であることを要件とする人

(1)の人を除く被保険者の三親等内の親族(兄弟等)および事実上婚姻関係と同様の人の父母および子。

※「主として被保険者により生計を維持されている」とは?

### ① 被扶養者が被保険者と同一世帯の場合

被扶養者の年間収入が130万円未満(60歳以上の人またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であり、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者になります。

また、被扶養者の年間収入が130万円未満(60歳以上の人またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であり、かつ被保険者の年間収入を上回らない場合には、世帯の生計の状況を総合的に勘案し、被保険者が世帯の中心的役割を果たしていると認められる場合は被扶養者になります。

### ② 被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合

被扶養者の年間収入が130万円未満(60歳以上の人またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であり、かつ、被保険者からの援助額より年間収入が少ない場合は被扶養者になります。

## 被保険者・被扶養者資格 Q & A

**Q** 4月1日付で社員を採用しましたが、3か月間は試用期間です。給与は4月1日より支給します。被保険者資格取得日は、いつになりますか?

**A** 試用期間でも4月1日より給与は支給されており、事実上の使用関係が発生しているため、被保険者資格取得日は4月1日になります。

**Q** 長女が3月末日で退職し無職になります。被扶養者として届出したいと思いますが、手続き方法を教えてください。

**A** 健康保険被扶養者(異動)届に必要な事項を記入し、退職日のわかる書類(雇用保険受給資格者証(写)、健康保険資格喪失証明書等)と、被扶養者に関する証明書(当組合指定の用紙)、または非課税証明書を添付して、事業所担当者を通じて退職後5日以内に当組合に届出してください。

ただし、被扶養者に認定後、雇用保険を受給する場合は、日

額が60歳未満の人は3611円、60歳以上の人は5000円以上の場合、雇用保険受給期間中は被扶養者として認定することはできませんので、削除の手続きが必要です。

**Q** 2か月間だけアルバイトを雇うことになりましたが、被保険者資格はどのようになりますか?

**A** 健康保険の適用事業所に使用される人でも、被保険者の資格を取得することができない場合があります。日々雇い入れられる人や、2か月以内の期間を定めて使用される人等がこれに該当します。ご質問の場合、2か月間だけのアルバイトとのことなので、被保険者資格を取得することはできません。ただし、2か月を超えて引続き使用されるようになった場合は、その超えた日から被保険者の資格を取得することになります。

